

令和5年度 第3回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. 開催日時 令和5年11月15日（水） 午前10時30分～午前11時30分

2. 開催場所 恵庭市役所 3階 第2・3委員会室

3. 出席者

【出席委員】山内委員、齊藤委員、木下委員
米山委員、本間委員、玉熊委員（計6名）

【欠席委員】3名

【傍聴者】0名

【報道関係】0名

【事務局】保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、
介護福祉課 介護保険担当主査、高齢者相談・介護認定担当主査、
生きがい対策担当主査、指導担当主査・スタッフ（1）（計8名）

4. 内容

（1）開会

（2）部会長挨拶

（3）内容

議事に先立ち、付属機関に関する新しい条例が制定され、専門部会委員の身分について明記されたことから、事務局より経緯について説明を行った。

・これまで

社会福祉審議会から選出されている委員以外は「私人」としての参加

・今後

地方公務員法に規定する非常勤特別職としての参加

これまでと、役割等については変化なし、任期は委嘱のとおり

＜審議＞

1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案概要について

＜報告＞

1. 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

2. 恵庭市老人憩の家指定管理者の更新について

3. その他

・令和5年度恵庭市高齢者世帯等冬の生活支援事業について

・シニアスマート教室について

(4) 詳細

＜審議＞

1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案概要について 資料を基に以下について説明を行った。

●高齢者の現状と将来推計について

恵庭市の人口や高齢者数、要介護認定者数について、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた中長期的な推計を行った結果、令和7年度までは人口が増加し、令和8年度以降減少に転じると推計する一方、令和32（2050）年までは高齢者数及び要介護認定者数については増加を続けると予想した。

●第8期事業計画の総括と今後の課題について

第8期事業計画における施策の取組状況や成果について報告した。また、第9期事業計画に向けては、国の基本指針案や各種アンケート調査の分析結果から、中長期的な見通しに基づくサービスの整備や地域包括ケアシステムの推進等の課題の整理を行った。

●第9期事業計画の基本理念と基本目標について

第8期事業計画までの考え方を継承するとともに、地域包括ケアシステムの一層の推進に努めることを理念として、前段の課題の抽出等を反映した、目標達成のための重要施策を編成した。

●第9期事業計画の基盤整備と保険料について

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を2カ所、小規模多機能型居宅介護を1カ所、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）を1カ所基盤整備することとし、保険料への影響額は月額でプラス約220円となる見込みである。また、令和5年度末で介護給付費準備基金への積立額は約8.2億円となる見込みであり、取崩額1億円あたり133円の保険料への影響があることが推計されている。

保険料の月額基準額については、来年度予定されている介護報酬の改定を踏まえ、今後設定を行う見込み。

【部会長】只今事務局より説明のあった報告について、質問・意見等はあるか。

【委員】素案に示されている人口推計の基になっている「2019恵庭市人口ビジョン」について、見直しの期間はどのようにになっているか。

【事務局】「恵庭市人口ビジョン」は、2019年版が最新となっている。見直しのスケジュールは決まっていない様子。今後、市総合計画等の改正に合わせて、作成されると思われる。

国からは、令和2年度国勢調査を基にした統計資料が年内に提供される旨のアナウンスがあるが、第9期事業計画への反映等については今後検討したい。

【委 員】国の基本指針案の中に介護人材の確保が含まれているが、医療現場においても介護に従事する者はいて、この人材確保も高齢者の支援において重要な問題と思われるが、何か対応について検討されているか。

【事務局】医療現場における介護従事者確保の重要性については、ご指摘のとおりである。介護保険事業計画では医療の場における課題に言及できる余地はあまり多くないが、若年層に向けた介護職の啓発等に盛り込むことを検討する。

【委 員】国の基本指針案や第9期の施策体系案の中に、デジタル技術を応用したデータ連携の構築について記載があるが、具体的な取組みの予定はあるか。

【事務局】デジタル技術を活用した連携の取組みとしては、現在、医療・介護の双方の関係者が参加する研修会という形で、先進地域の取組み事例等を共有しているところ。

第9期事業計画においても、連携体制の構築について検討していく予定。

その他、質問等はなし。

＜報 告＞

1. 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

介護保険法により、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定権限は市町村とされている。このたび、新規指定1件（訪問介護相当サービス）、休止1件（訪問介護相当サービス）指定更新1件（認知症対応型居宅介護）、廃止1件（通所介護相当サービス）を実施したことを報告した。

なお、廃止事業所については、R3年10月より休止していたため、利用者はいなかった。

2. 恵庭市老人憩の家指定管理者の更新について

令和7年度からの憩の家指定管理者の更新については、応募者が1者であり、9月のプレゼンテーション審査の後、10月の候補選定委員会での確と判断された。

今後4定への議案提出を行い、来年度からの更新に備える。

3. その他

・冬の生活支援事業について

光熱費の高騰による負担増の影響が大きい低所得者層を対象に、光熱費の一部助成を行う。

・シニアスマホ教室について

スマートフォンの操作に不安を感じている高齢者を対象に、操作方法と活用について学習の機会を提供する。

【部会長】只今事務局より説明のあった報告について、質問・意見等はあるか。

【委 員】スマホ教室は私も参加したが、ほぼマンツーマンで対応してくれて、非常に参考になっている。

その他、質問等はなし。

（5）閉会

【部会長】その他、ご意見・質疑がなければ事務局より連絡事項はありますか。

【事務局】次回の専門部会は、12月を予定しております。

時期が近づきましたら日程等についてお知らせいたします。

【部会長】それでは、以上をもって閉会とします。